

物価高騰対策給付金 (1児童あたり5万円の追加支給)のご案内

<一部の世帯では手続きが必要です>

- 令和5年7月～実施している物価高騰対策給付金（1世帯あたり7万円または10万円）（以下「7万円または10万円給付金」と言います。）を受け取った世帯のうち、18歳以下の児童がいる世帯に対して、1児童あたり5万円の給付金を追加支給します。
- 対象世帯からの申請が必要な場合があります。

追加支給額

1児童あたり5万円

追加支給の時期

「7万円または10万円給付金」の支給決定から3週間後が目安です。

追加支給の対象世帯

次の①②いずれにも該当する世帯（低所得者の子育て世帯）

- ① 令和5年12月1日時点で大洗町に住民登録があること
- ② 「7万円または10万円給付金」を受け取った世帯のうち、**18歳以下の児童（※1）がいる世帯（※2）**

（※1）平成17年4月2日～令和6年3月31日に生まれたこどもを指します。

（※2）別居している児童を養育している世帯も可能です。

詳しくは
裏面へ

申請などの締切は
令和6年5月31日（金）まで

追加支給の手続き

I 【手続き不要】既に「7万円 または 10万円給付金」を受け取った世帯

- 町福祉課から「『1児童あたり5万円の追加支給』のお知らせ」が届きます。（一部の世帯で「お知らせ」により支給できない場合があります。その場合は、下のII【手続き必要】をご案内します。）
- 「7万円 または 10万円給付金」と同じ銀行口座に振り込みます。
- 「5万円の追加支給」を受け取りたくない場合や銀行口座を変更したい場合には、町福祉課まで連絡してください。後日、届出書を郵送します。



II 【手続き必要】令和5年12月2日以降に生まれた新生児や別居している児童を養育している世帯

- 「5万円の追加支給」を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書は、町福祉課、ホームページに備えてありますので、各自入手してください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課に提出してください。（郵送による提出可）
- 申請期限は、**令和6年5月31日（金）まで（当日消印有効）**です。



物価高騰対策給付金（7万円給付金や10万円給付金）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係（役場 1階 5番窓口）



029-267-5111（内線151）

受付時間（平日のみ） 8時30分～17時15分

